

学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめ防止等の対策ための基本方針

(1) いじめの定義

いじめに関する、現在の公の定義は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）で用いられているもので、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わない。（最近のいじめは、携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっている。）

(2) いじめの態様

一口にいじめと言っても、「暴力」から「暴力を伴わないいじめ」まで幅広い行為が含まれる。

① 被害過敏型 ② 遊び・ふざけ型 ③ 攻撃型、犯罪型

（例）冷やかす・からかい、仲間外れ、言葉での脅し、暴力、無視

(3) いじめに対する認識と対応の基本

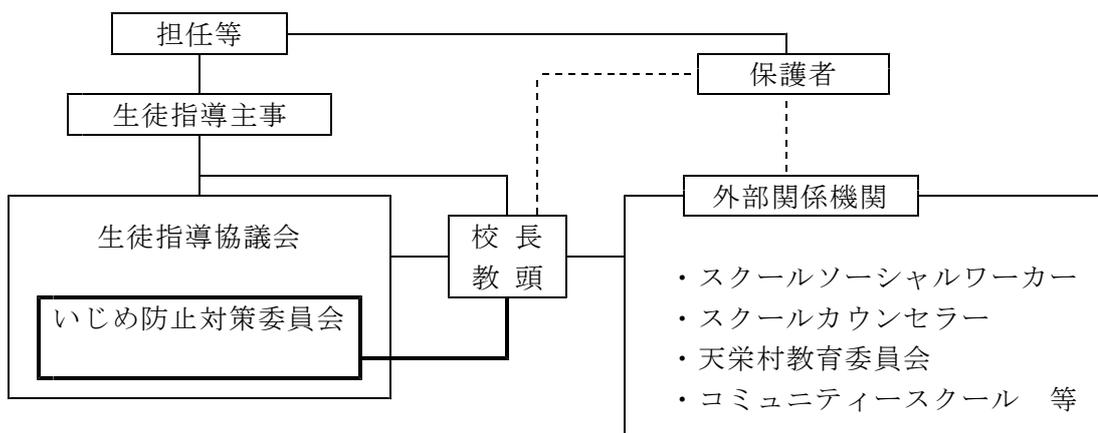
- ・ いじめの行為の中には、見ただけで深刻と感じるものもあれば、軽いふざけにしか見えないものまでさまざまである。行為自体の問題性の軽重で深刻か否かを判断するのではなく、それがもたらす心身の苦痛を見据えて深刻か否かを判断して取り組む。
- ・ 「気付かずに、見過ごしやすい」ので、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識に立ち、全ての児童生徒を対象とした未然防止、早期発見に努め、教職員が組織的・計画的にいじめに対する措置を講ずる。
- ・ 「いじめがどの学校にも起こりうる」との認識を持ち、「いじめの把握の3ルート」（本人からの訴え・教師の発見・他からの情報提供）が円滑に機能するよう、協働的な指導体制で、予防的生徒指導を重視する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 核となる組織－いじめ防止委員会

- ① 平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、校内におけるいじめ防止等に関する措置を効率的に行うために、校内に「いじめ防止委員会」を設置する。
- ② 校内においては、「いじめ防止委員会」を生徒指導協議会の中に位置づける。
- ③ 「いじめ防止委員会」は次の内容に関する核となる組織とする。
 - ア いじめの未然防止・早期発見・早期対応
 - イ 情報に関する教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 保護者及び関係者への情報発信及び情報受信
 - エ 個別面談や相談
 - オ 関係機関との連携
 - カ 重大事案への対応及び再発防止策の実行

(2) いじめ防止対策の組織図



(3) 構成

いじめ防止委員会は、生徒指導主事を中心とし、教務主任、養護教諭および低・中・高の各ブロック 1 名の教員をもって構成することを基本とするが、いじめが認識された際には、小規模校という自校の特性を生かし、全職員で構成する。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) 日常の取り組み

- ① 児童の些細な変化に気づき、気づいた情報を確実に共有・分析するなど、いじめの早期発見に努める。
- ② 児童の悩みや相談を受ける教育相談体制の整備・充実に努める。
- ③ 児童一人ひとりが、学習の約束を守り(規律)、基礎的な学力を身につけ(学力)、認められている・必要とされているという実感(自己有用感)を持てるような学習指導に努める。
- ② 学級及び学校における具体的取り組み

学級	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに関する情報を受信するアンテナを高くし、実態を正確に把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観察, 会話, 日記, 保健室来室状況等 ○ 道徳の時間や学級活動等で, 人間尊重の価値や行動の在り方を取り上げ, いじめを排除しようとする正義感を行き渡らせる。 ○ 「友だちのいいところ」の発表の場を設定するなど, 善行や正しい言動に心がけようとする環境を作る。 ○ いじめは被害者と加害者との問題だけではなく, 傍観している者も含めた学級全体の問題であることの意識を高める。 ○ いじめの存在が認められた場合には, 「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢を示すとともに, 被害者に共感し安心感を与えるとともに, 加害者には自己の行為を振り返らせたり謝罪させたりするなどの指導を通して, 再発しないようにさせる。 ○ 生徒指導協議会, 職員会議等での共通理解を元に, 全学級が同一歩調で指導にあたる。
----	---

学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間計画に基づき、生徒指導協議会で、児童に関しての情報共有の場を持つと共に、同一步調にあたる指導内容・指導方法についても共通理解する。 ○ 生徒指導協議会では、事例研究を取り上げる等、いじめの早期発見・早期対応の研修の場も設定する。また、教育相談の研修も適宜行う。 ○ いじめアンケート(年3回)の実施を行い、情報収集の機会とする。 ○ 全保護者を対象とした教育相談を実施し、情報収集の機会ともする。 ○ いじめの発生が認められた場合には、全職員で協議し、現状と対策について共有し、組織を生かして指導・対応にあたる。 ○ 学校だより等を通して、いじめを発生させない家庭の協力や地域の協力を依頼する。
--------	--

(2) いじめが発生した場合の措置

- ① いじめに係る情報を得た時には、速やかに事実の確認をする。
- ② いじめの事実が確認された時には、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられる措置が必要と認められた時には、一定期間、別室等で学習を行えるような措置を講じる。
- ④ いじめ問題による関係保護者間の人間関係のこじれや争いが生じないようにするために、いじめ事案に関する情報の共有の場など、必要な措置を講じる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、天栄村教育委員会や所轄警察署と連携して対処する。
- ⑥ いじめの発生があった学級や必要に応じて全児童を対象に、いじめ防止のための指導を強化する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、天栄村教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、村の組織と連携して対処にあたる。
- ③ 上記組織の指導・支援を受けながら、または上記組織と連携して事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者及び必要に応じて関係する者に対して、事実関係や必要な情報を適切に提供する。

4 評価と改善

学校評価の中に、いじめ防止のための措置に関する内容を盛り込み、適正に自校の取り組みを評価する。さらに、必要に応じて内容や方法の改善を図って次年度に繋げる。